

## 5. 參考資料

---



# マイナンバーのホームページ

マイナンバー 

英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

## 動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



マイナンバーメールマガジン  
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/maiimagazine/mailmagazine.html>

マイナンバー公式twitter  
[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)



これからは手放せない!  
**マイナンバーカード**

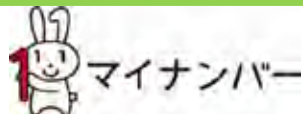
お申込みは簡単!

暮らしを便利に! マイナンバーカード!

マイナンバーカードに関するお問い合わせ先

**0120-95-0178**

# マイナンバー総合フリーダイヤル



「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

 **0120-95-0178** (無料) マイナンバー

間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・マイナンバー制度に関すること 050 - 3816 - 9405
- ・「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う  
マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること 050 - 3818 - 1250

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・マイナンバー制度に関すること 0120 - 0178 - 26
- ・「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う  
マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること 0120 - 0178 - 27

# よくある質問

**Q** 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか？

**A** 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。従業員等との間でマイナンバー（個人番号）の提供の有無を判別できますので、特定個人情報保護の観点からも経過等の記録を行うことが望ましいものと考えられます。

なお、税務署では、社会保障・税番号＜マイナンバー＞制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしていますが、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー（個人番号）の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いいたします。

（注）マイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではありません。「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はありません。

【国税庁ホームページより】

## よくある質問

**Q** 従業員の雇用形態をアルバイトから正社員に変更した場合、当初取得した個人番号を利用することができますか。

**A** 従業員の雇用形態が変わっても、当初の利用目的の範囲内であれば個人番号を利用することができます。また、当初の利用目的を超えて利用する場合は、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。

【個人情報保護委員会ホームページより】

# よくある質問

**Q** 本人確認は、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

**A** マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、マイナンバーカードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

（注）平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等のマイナンバー（個人番号）等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、その帳簿に記載されている方のマイナンバー（個人番号）の記載を要しないものとされました。

【内閣府ホームページより】